

厚生労働科学研究費補助金（認知症政策研究事業）
分担研究報告書

マンションにおける独居認知症高齢者等の生活支援の取組みに関する研究

研究分担者 角田光隆 神奈川大学法学部教授

研究要旨

前年度に続き、54 個の事例を①区分所有者その他の居住者からの視角、②管理組合からの視角、③管理会社等からの視角、④医療・福祉・介護の行政・司法等の視角、⑤近隣住民、自治会・町内会その他の公共団体、民間事業者等からの視角から分析した。54 個の事例について、それぞれの視角からの解決方法の独自性と同時に、それぞれの視角の解決方法の相互関係を明らかにした。

高齢者・障害者対応マニュアルの指針の作成を行った。管理適正評価・認定制度との関係から管理組合と自治体が作成するのが望ましい高齢者・障害者対応マニュアルの指針を採り上げた。これをさらに発展させ、管理組合の取組み、管理会社の取組み、マンションと行政（高齢者福祉、障害者福祉）との関係、マンションと地域包括支援センターとの関係、マンションと社会福祉協議会との関係について高齢者・障害者対応マニュアルの指針を示した。

『独居認知症高齢者等が安全・安心な暮らしを送れる環境づくりのための研究 エビデンスブック 2021』において、「マンションに暮らす独居認知症高齢者の生活課題は何か」と「マンションにおける独居認知症高齢者への支援策はあるか」に関する問題提起への回答を行った。

A. 研究目的

分譲マンション等に居住する認知症高齢者等の生活課題を解明し有効な解決方法及び生活支援を示すことを研究目的とする。

B. 研究方法

分譲マンション等に居住する認知症高齢者等の生活課題に関連する 54 個の事例を①区分所有者その他の居住者からの視角、②管理組合からの視角、③管理会社等からの視角、④医療・福祉・介護の行政・司法等の視角、⑤近隣住民、自治会・町内会その他

の公共団体、民間事業者等からの視角から分析した。この方法により生活課題の解決方法及び生活支援を明らかにした。

①区分所有者その他の居住者からの視角、②管理組合からの視角、③管理会社等からの視角、④医療・福祉・介護の行政・司法等の視角、⑤近隣住民、自治会・町内会その他の公共団体、民間事業者等からの視角からの分析から得られた重要な事項を高齢者・障害者対応マニュアルの指針の中に取り入れる方法を探った。

また、同様の方法で、『独居認知症高齢者

等が安全・安心な暮らしを送れる環境づくりのための研究 エビデンスブック 2021』において、マンションに暮らす独居認知症高齢者の生活課題と支援策を提案した。

(倫理面への配慮)

本研究は東京都健康長寿医療センター研究所倫理委員会の承認を得て実施した。

C.研究結果

C-1 事例

54個の事例の生活課題と支援策は事例ごとに異なる。1事例についてのみ紹介をしておくことにする。今後必要があれば、事例を追加して検討を行う。

私が54個の事例の原案を作成し、協力者と一緒に検討し、執筆をした。事例の全責任は私にある。

五十音順に本事例の協力者の所属と氏名を記載する。東京都健康長寿医療センター研究所 福祉と生活ケア研究チーム研究部長 精神科医 井藤佳恵、東京都世田谷区代沢あんしんすこやかセンター 主任介護支援専門員 川端洋子、大和ライフネクスト株式会社マンション事業本部事業推進部部长 久保依子、篠原法律事務所 弁護士 篠原みち子、東京都健康長寿医療センター研究所 自立促進と精神保健研究チーム研究員 杉山美香、三井不動産レジデンシャルサービス株式会社 第四統括支社東京東支店営業課 高瀬 晃典、マンション管理業協会調査部・技術センター 次長 田中昌樹、東京都健康長寿医療センター研究所 自立促進と精神保健研究チーム 研究員 宮前史子、豊島区保健福祉部高齢者福祉課 介護予防・認知症対策グループ 認知症地域支援推進員 守屋京子

住戸番号を忘れ、他人の住戸を自分の住戸と思い込んでいた事例

登場人物の基本情報

- A 77歳の男性、本件の主人公
- B Aと離婚した75歳の元の妻
- C AとBとの間の35歳の娘
- D 管理会社の管理員、月曜日から土曜日の勤務
- E 同じマンションの居住者
- F 管理会社のフロント担当者
- G 管理組合の理事長
- H 地域包括支援センターの担当者

建物の基本情報 築30年、50戸、オートロックがある。

事例のポイント

1. アルツハイマー型認知症の疑い
2. 家族の協力が得られない場合
3. 地域包括支援センターの役割: 受診に繋ぐには

【事例】

Aは77歳の男性であり、同居家族がなく一人暮らしである。Aには離婚した75歳の元の妻のBとの間に一人娘の35歳のCがいるが、絶縁状態である。Aは、管理員のDと立ち話をすることがある。

管理員のDが巡回中に1階からエレベーターに乗ろうとした。エレベーターの扉が開くとAがすでに乗っていたため、挨拶をした。Dは、Aがエレベーターを降りるものと思い、エレベーターの外側で待っていた。するとAから、「どうぞ」とエレベーター内へ促されたため、エレベーターに入り

目的階である7階のボタンを押した。Aは特にエレベーターボタンを押さなかったため、「何階ですか」と尋ねたところ、「11階」という。DはAが8階に居住していることを認識していたため、友人の住戸を訪ねるものと思い、7階でエレベーターを降りた。用事を済ませた後、Dが再度7階からエレベーターに乗ろうとしたところ、先ほどのAがエレベーターに乗っていた。

Dが先ほどエレベーターを降りてからの経過時間は10分程度である。DはAも用事を済ませて出かけるのであろうと推測しつつエレベーターのボタンを押そうとした時に、どの階のボタンも押されていないことに気がつき、「1階で大丈夫ですか」と尋ねたところ、Aから「はい」との答えがあった。1階まで一緒にエレベーターを降り、Dが1階で降りようとしたところ、Aは降りる気配がなかった。Dは、もしかしてと思い、「どうかされましたか」と声をかけた。すると、Aは、自分の住戸番号がわからなくなってしまったという。DはAと顔見知りであり、前日に会った時までは、日常的な会話をするなど全く異変はなく、今回のケースは初めてのことであった。DはAの住戸番号を把握していたため、住戸まで案内した。

別の日に、Aは、1階の住戸を自分の住戸だと思い込み、鍵を差し込んで開けようとしたが開かなかった。ドアが開かなかったので、Aはドアの前でずっと座っていた。1階の住戸の居住者のEは、住戸を出ようとした際にAがドアの前で座っていたのでびっくりした。AもEが出てきたのでびっくりした。Aは「ここは自分の住戸です」と言ったので、Eは変だと思ってAをDのと

ころに連れて行き、事情を話した。Dは以前のことがあったので、Eに事情を話しAをAの住戸まで案内した。

Dは、管理会社のフロント担当者のFに報告した。Fは管理組合の理事長のGに一部始終を説明した。Gは入居当時の名簿に記載されていたCの連絡先に電話したが、Cから関わり合いを拒絶された。GはAが病気ではないかと推測したので、地域包括支援センターに連絡をした。その担当者のHがA宅を訪問することになった。

【解説】

1. 区分所有者その他の居住者からの視角

Aは自分の住戸番号がわからなくなって自分の住戸に行くことができず、困惑している。また、Aは自分の住戸の鍵でドアを開けることができずドアの前で座り込み、精神的に混乱している。Aは出会った人に尋ねて、助力してもらうのが望ましい。

Aには同居者がおらず、一人暮らしである。Aは娘のCと絶縁状態にあり、一人暮らしの場合には、家族以外の人と接触する機会を作るのが望ましい。AはBと離婚し一人暮らしになった時点から、自ら意識して健康に気をつけ、社会交流をするのが望ましかったと言える。健康の管理には認知症チェックリストを活用することを含む。社会交流には近所付き合い、管理組合または自治会・町内会の行うコミュニティ活動に参加すること、自治体や地域包括支援センター・社会福祉協議会等が行う交流会・健康相談会等に参加することなどである。こうした接触の機会があれば、異変があった時に早期に気が付いてくれる人がいて、早期に適切な対応を受けることができる場合

がある。自治体や地域包括支援センター・社会福祉協議会等のサービスの内で自分の状態にあったサービスを受ける意思があれば受けてみるのが望ましい。A にとって自分の生活がしやすくなる場合がある。

2. 管理組合からの視角

本事例において、管理組合理事長の F が管理員 D から相談を受けて、緊急時の連絡先や地域包括支援センターへ連絡を行っていることは、適切な対応であると評価できる。

緊急時の連絡先については、その使用目的が漏水等の緊急時に限られている場合があるので、緊急連絡情報の拡大的な利用が望ましい場合がある。本人から取得した情報の利用に関する細則を定めたり、本人からの提出書類の利用目的に本事例で想定される場合を記載しておくのが望ましい。たとえば、「管理組合がその他のやむを得ないと判断した場合」を定めておく方法もある。

緊急時の連絡先や地域包括支援センターへの連絡等の手順に従って対応するのが望ましい。たとえば、異変を発見した場合には、本人の意思尊重の観点から、まず本人へ働きかけを行うべきだが、状況が進展しないときは、個人情報保護法第 18 条 4 項 4 号を根拠に緊急連絡先の家族に連絡できる。家族に連絡がつかない場合や家族の協力が得られない場合は、標準管理規約第 32 条 12 号、個人情報保護法第 18 条 4 項 1 号、23 条 1 項 2 号を根拠に、自治体、地域包括支援センター、保健所、民生委員等に連絡できる。

緊急連絡先が不明であり、別居家族がいない場合には、最初から標準管理規約第 32

条 12 号、個人情報保護法第 18 条 4 項 1 号、23 条 1 項 2 号を根拠に、自治体、地域包括支援センター、保健所、民生委員等に連絡できる。(角田光隆「認知症高齢者等の個人情報の取得と第三者提供—管理組合の場合」マンション学 63 号 158 頁—162 頁 2019 年 4 月 3 日)

異変を感じた場合とは、昼間でも電気が点いたままになっていること、何日も同じ洗濯物が干したままになっていること、郵便受けに新聞や郵便物が溜まっていること、異臭がすること、バルコニーにゴミが溜まっていること、部屋の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえること、見知らぬ人が出入りしていること、部屋に閉じこもって外に出ないこと、顔色が悪く具合が悪そうに見えること、急に痩せてきたような気がする、今まで挨拶をしていたのにしなくなったこと、話が噛み合わなくなったこと、同じ話を何回もするようになったこと、暴言を吐くなどの性格が変わったこと、髪や服装が乱れていること、季節に合わない服を着ていること、同じものを大量に購入していること、身体に痣があること、痣があることを話したがないこと、顔を長い間見掛けないこと、地域の集まりや行事に急に来なくなったことなどである。(角田光隆「マンションに一人で暮らす認知症高齢者の今日的課題」老年精神医学雑誌 31 巻 5 号 474 頁—480 頁 2020 年 5 月 20 日)

管理組合が将来への備えのために自治体や地域包括支援センター・社会福祉協議会等の協力を得て、障害者差別の事例集を使って学習し、障害当事者の講演を依頼して理解した障害者への対応方法や認知症サポーター養成講座等を開催して理解した認知

症の人への対応方法を情報収集して、本事例のような場合に備えてノウハウを習得している場合がある。管理組合は総会で話し合っただけで対応方法の合意を得て、前述したように、この中で緊急連絡情報の取扱いを明確にしておくのが望ましい。理事会はこの合意に基づいて担当者を決めておくのが良い。

AにとってAの住戸の場所を分かりやすくする工夫には他の居住者の協力が必要である。目印を出す事に理事会等で検討する場合などに、管理組合が普段から交流会等の活動を通して居住者の意思疎通を図ることが役立つ。認知症サポーター養成講座を受講して認知症への理解をマンション内で共有して認知症を自分事と捉えている場合がある。

Aが認知症と判定された場合には、障害者差別解消法により合理的配慮を尽くさなければならない場合があり、そのようなマンションでは安全で住みよいマンションとなるであろう。

3. 管理会社等からの視角

本事例では、「Aは、1階の住戸を自分の住戸だと思い込み、鍵を差し込んで開けようとしたが開けなかった。ドアが開けなかったため、Aはドアの前でずっと座っていた。」、そして、「Aは『ここは自分の住戸です』と言った」ように、FはAが他人の住戸に入ろうとすることを緊急事態と判断し、管理組合へ相談をしていることは、適切である。他方で、管理員の業務を通じて知りえた情報を管理組合に伝えることについては、慎重な判断が求められる場合がある。

管理会社は管理組合の場合に述べた緊急

時の連絡先や地域包括支援センターへの連絡等の手順に従って対応することができる。

(田中昌樹「高齢居住者等の認知症等の兆候に気付いた際の対応について」マンション学 63号 163頁-167頁 2019年4月3日)

Aが認知症と判定された場合には、障害者差別解消法により合理的配慮を尽くさなければならない場合がある。

4. 医療・福祉・介護の行政・司法等からの視角

行政機関は高齢者向けの相談機関を設置し、受け付ける相談内容を公表する場合に、一人暮らし高齢者宅を訪問して必要なサービスを情報提供する場合があることを公表しておくのが望ましい。

この中でAのような高齢者には、介護予防・日常生活支援総合事業があることの情報提供に努めるのが良い。これらの情報提供を受けたAのような高齢者は、本人の申請により一般介護予事業その他のサービス、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防サービス、介護サービスのいずれかを受けることができる。Aのような高齢者には、日常生活でのちょっとした困りごとを地域の協力員がしてくれるサービスが適しているため、この情報も提供するのが望ましい。特に一人暮らし高齢者向けのサービスがあれば、情報提供に努めるのが良い。たとえば、火災安全サービス、家事援助・外出介助・話し相手等のサービス、見守り訪問事業、高齢者等配食事業、高齢者緊急通報サービス、電話の貸し出しなどである。高齢者クラブやシルバー人材センターなどの情報も提供するのが望ましい。

本事例では、管理組合の理事長の F は A が病気ではないかと推測したので地域包括支援センターに連絡し、その担当者の H が A 宅を訪問することになった。

H が D と G から改めて事情を聞いた後で、A 宅を訪問し A と面会した。家の中はきれいに整えられ、おかずは買って来ているがご飯は炊いているとの事、洗濯も毎日していた。A 自身が住戸番号を忘れ他人の住戸に入り込もうとしたことを質問してみた。H は A からはっきりした回答を得ることができなかつた。H は認知症の疑いがあると判断し、専門医に診てもらうのがよいと結論づけた。

A は所定の検査に基づいて医師により認知症であるとの診断を受けた。医師の診断により薬剤の投与を受けることになり、必要なサービスを受けることがよいと判断された。したがって、A は介護サービスの申請をすることになった。A は自ら介護保険契約を締結し、今はデイサービスを利用している。疎遠になっていた C には介護保険の契約時に連絡を取り状況を伝えた。今後変化があった時にケアマネジャーから状況を伝える事に承諾をもらった。

A が首から下げている鍵に住戸番号を書きエレベーターホールに行先マークの表示、自宅前に大きく目印を出した事で、スムーズに帰れる事が分かった。

今後は A の状態に合わせて、デイサービスの他に、前述した一人暮らし高齢者向けのサービスを組み合わせたケアをして行くのが望ましい。必要があれば日常生活自立支援事業に加入し、認知症が進んできた時に段階的に成年後見制度の法定後見制度を利用していく可能性がある。法定後見制度

を利用していく際に家族に確認が必要になる。(親族がいないなどで申し立てができない場合は市区町村の首長が申し立てをする。)

5. 近隣住民、自治会・町内会その他の公共団体、民間事業者等からの視角

同じマンションに暮らす近隣住民が A の異変に気付いた場合には、管理組合が自治体や地域包括支援センター等の協力を得て行った障害者差別の事例集を使って学習し、障害当事者の講演を依頼して理解した障害者への対応方法や、認知症サポーター養成講座等を開催して理解した認知症の人への対応方法などを参考して対応するのが望ましい。その際に、近隣住民は地域包括支援センター等に連絡することが考えられる。前述した管理組合の場合に述べた緊急時の連絡先や地域包括支援センターへの連絡等の手順とは異なり、近隣住民は地域包括支援センター等に直接連絡をすることができる。

本事例では、D が A に対して、「どうかされましたか」と声掛けしている。この時、D は A に正面から向き合って声掛けするのが望ましく、「どうかされましたか、助力が必要ですか」と優しい口調で声掛けするのがよいであろう。A の回答を得て、D は A の住戸番号を把握していたため住戸まで案内したことは、適切な対応であった。近隣住民は、D の同じ立場に置かれた場合には、D のような対応をするのが望ましい。E の住戸のドアの前に座り込んでいた A に対する E の声掛けの対応も同様である。本事例の場合は、E は A を知らず、E の立場から判断して D の所に連れて行かざるを得ないであろう。

自治会等は、普段から交流会等の活動を通して、Aのような高齢者と意思疎通を図っておくのが望ましい。意思疎通の些細な声掛けにより相手の精神的・身体的な状態が分かる。

A が認知症と判定された場合には、障害者差別解消法及び条例により合理的配慮を尽くさなければならない場合がある。

C-2 高齢者・障害者対応マニュアルの指針

高齢者・障害者対応マニュアルの指針について、マンション学第70号の「管理適正評価・認定制度と高齢者・障害者対応マニュアルの指針」において管理組合と国および地方公共団体の取組みを整理した。その上で、管理組合の場合と医療・介護・福祉等の行政・司法等の場合の具体化の一端を論じた。

管理組合の場合について、良好なコミュニティの形成、居住者名簿等の作成と更新、災害時の対応、コミュニティ活動等の細則案と居住者名簿等の細則案を論じた。

医療・介護・福祉等の行政・司法等の場合について、社会支援、社会的連携、改正適正化法・基本方針との関連における指摘事項との関連性、東京都と横浜市における指摘事項との関連性、分譲マンションと行政機関・地域包括支援センター等との約定を論じた。

この論稿を踏まえてさらに具体化したのは、マンション学第71号の「高齢者・障害者対応マニュアルの指針―総論―」、「マンションと管理組合」（共著、松田昌也）、「マンションと管理会社」（共著、田中昌樹）、「マンションと行政（高齢者福祉、障害者福

祉）」（共著、赤石澤久子）、「マンションと地域包括支援センター」、「マンションと社会福祉協議会」である。

「高齢者・障害者対応マニュアルの指針―総論―」において、高齢者と障害者への適切な対応と組織体制を述べた上で、高齢者・障害者対応マニュアルの指針を①区分所有者その他の居住者からの視角、②管理組合からの視角、③管理会社等からの視角、④医療・福祉・介護の行政・司法等の視角、⑤近隣住民、自治会・町内会その他の公共団体、民間事業者等からの視角から分析した。

「マンションと管理組合」において、良好なコミュニティ形成、緊急連絡先の把握、名簿の作成、早期発見・早期対応、認知症その他の障害の疑いのある者か虐待を受けた者の発見と連絡、地域包括支援センター等との連携、保健所等との連携、自治会・町内会等との連携、管理会社との連携、バリアフリー・合理的配慮・意思決定支援、長期修繕計画、災害対策、認知症その他の障害と役員の資格、オートロックの開錠等の約定、管理計画認定制度への対応を採り上げた。

「マンションと管理会社」において、良好なコミュニティ形成、居住者の変化に気付いた際の対応、高齢者の虐待に気付いた際の対応、個人情報取扱いマニュアルの整理、日常的な生活支援等との関わり、災害対応、管理組合の業務範囲、管理組合との連携、自治会・町内会との連携、管理組合運営上のリスク、管理組合理事長の認知症、地域包括支援センター等との連携、バリアフリー・合理的配慮、管理計画認定制度への対応を採り上げた。

「マンションと行政（高齢者福祉、障害者福祉）」において、マンションに居住する高

齢者の状況、高齢者に対する重層的な支援体制、高齢者・障害者の見守り支援、高齢者の相談支援・広報・相互理解、障害者に対する重層的な支援体制、保健所保健師等による相談支援、精神障害者の相談支援、地域包括ケアの拡大、障害者福祉センターの相談支援・広報、障害者よろず相談・広報を採り上げた。

「マンションと地域包括支援センター」において、広報・通信、相談窓口、見守り支援、出張相談・後方支援・情報交換、個別地域ケア会議、他の機関との連携、相互理解を採り上げた。

「マンションと社会福祉協議会」において、広報、地域福祉事業、権利擁護事業、ボランティア事業、他の機関との連携、相互理解を採り上げた。

C-3 『独居認知症高齢者等が安全・安心な暮らしを送れる環境づくりのための研究エビデンスブック 2021』

「マンションに暮らす独居認知症高齢者の生活課題は何か」と「マンションにおける独居認知症高齢者への支援策はあるか」に関する問題提起への回答を行った。

「マンションに暮らす独居認知症高齢者の生活課題は何か」において、「マンションにおける独居認知症高齢者等の生活課題は、以下の5つに分類される。①居住者名簿等に居住者の緊急連絡先を記載していない、②住戸までたどりつけない、または、住戸から外出できない、③共同生活する上での迷惑行為（騒音、火の不始末、ゴミ出しのルールを守らない、所定の場所に駐輪・駐車しない、ゴミ屋敷・異臭など）がある、④管理組合の業務に支障を与える、⑤管理員自身

に業務に支障がある。」を指摘し、①から⑤を事例付きで細かく分類した。

「マンションにおける独居認知症高齢者への支援策はあるか」において、「事例ごとに特有の対応が必要な場合があるが、各事例に共通するポイントは以下の6つである。①居住者が認知症及び対応方法を正しく理解すること、②居住者名簿の緊急連絡先、要配慮者支援のための申告欄、要援護者名簿に記載があり、更新されていること、③管理組合は認知症の相談先として地域包括支援センター等があることを認識し、平時より交流すること、④地域包括支援センターを含めた行政機関は地域包括支援センター等の情報を管理組合に提供し、平時より交流すること、⑤管理組合の理事長は居住者の異変を認識した場合には早期に緊急連絡先か地域包括支援センター等に連絡すること、⑥マンションの居住者も他の居住者の異変を認識した場合には早期に地域包括支援センター等に連絡できるようにすること。」を指摘した。その上で、「マンションに暮らす独居認知症高齢者の生活課題は何か」において指摘した①から⑤の事例に則した支援策を提案した。

D. 考察

マンションにおける独居認知症高齢者等の生活支援の取組みに関して、54個の事例と高齢者・障害者対応マニュアルの指針を作成した。両者は、①区分所有者その他の居住者からの視角、②管理組合からの視角、③管理会社等からの視角、④医療・福祉・介護の行政・司法等の視角、⑤近隣住民、自治会・町内会その他の公共団体、民間事業者等からの視角から分析した。

これらの研究を踏まえて、『独居認知症高齢者等が安全・安心な暮らしを送れる環境づくりのための研究 エビデンスブック 2021』において提言を行った。

しかし、高齢者・障害者対応マニュアルの指針については、総論、管理組合、管理会社、行政（高齢者福祉、障害者福祉）、地域包括支援センター、社会福祉協議会に関連する重要な事項を挙げたのみで、具体的な内容を書いていない。高齢者・障害者対応マニュアルの指針は全体としてまだ完成しておらず、具体化を進めている途上である。

これらの多くの論点の中で一つに限定して纏めておくことにする。前述した住戸番号を忘れ他人の住戸を自分の住戸と思い込んでいた事例において、管理組合からの視角の中で緊急時の連絡先について言及した。

まず、緊急時の連絡先や地域包括支援センターへの連絡等の手順に従った対応をすることを提案した。その際に重要な「異変を感じた場合」について具体例を挙げた。

このために、認知症の人や障害者への対応方法を情報収集してノウハウを習得し、管理組合は総会で話し合っただけで対応方法の合意を得て、緊急連絡情報の取扱いを明確にしておくことや、理事会がこの合意に基づいて担当を決めておくことが望ましいことを提案した。

このことは、「管理適正評価・認定制度と高齢者・障害者対応マニュアルの指針」における居住者名簿等の作成と更新や居住者名簿等の細則案で敷衍した。また、「高齢者・障害者対応マニュアルの指針—総論—」における高齢者と障害者への適切な対応と組織体制で敷衍した。さらに、このことは、高齢者・障害者対応マニュアルの指針の「マン

ションと管理組合」における緊急連絡先の把握、名簿の作成、早期発見・早期対応、認知症その他の障害の疑いのある者か虐待を受けた者の発見と連絡に反映させた。

以上のことを参考にして、『独居認知症高齢者等が安全・安心な暮らしを送れる環境づくりのための研究 エビデンスブック 2021』における「マンションにおける独居認知症高齢者への支援策はあるか」の前述した①から⑥に関連して、事例に則した支援策を提言した。

E. 結論

多くの論点の中で一つに限定し、「考察」において管理組合の緊急時の連絡先について述べた。

管理組合は認知症の人や障害者への対応方法を情報収集してノウハウを習得し組織体制を整え、緊急連絡情報の取扱いを明確にするために居住者名簿の緊急連絡先や要援護者名簿等を完備して更新することが望ましい。その上で、管理組合は、異変を感じた場合に的確に対処することが望ましい。管理組合と自治体・地域包括支援センター等は相互理解を進めるために、平時から交流をしておくのが望ましい。

その他の論点もさらに研究し具体化することにより、解決策を提言する。

F. 研究発表

1. 論文発表

1) 「分譲マンションにおける新型コロナウイルス感染症に対する個人生活および組織活動に関する行動指針」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 68 号 2021 年 2 月 28 日 74

- 頁-96 頁.
- 2) 「合理的配慮の義務化と加重的負担-障害者差別解消法とマンション法」神奈川大学法学会 神奈川法学第 53 巻 2 号 2021 年 3 月 129 頁-155 頁.
 - 3) 「孤立した高齢者と障害者のための支援と合理的配慮-新型コロナウイルス感染症-」神奈川大学法学会 神奈川法学第 53 巻 3 号 2021 年 3 月 1 頁-26 頁.
 - 4) 「管理適正評価・認定制度と高齢者・障害者対応マニュアルの指針」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 70 号 2021 年 12 月 28 日 47 頁-60 頁.
 - 5) 「事例」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 71 号 2022 年 4 月 9 日 69 頁-73 頁.
 - 6) 「高齢者・障害者対応マニュアルの指針-総論-」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 71 号 2022 年 4 月 9 日 74 頁-77 頁.
 - 7) 「マンションと管理組合」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 71 号 2022 年 4 月 9 日 78 頁-79 頁. (共著、松田昌也)
 - 8) 「マンションと管理会社」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 71 号 2022 年 4 月 9 日 80 頁-81 頁. (共著、田中昌樹)
 - 9) 「マンションと行政(高齢者福祉・障害者福祉)」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 71 号 2022 年 4 月 9 日 82 頁-84 頁. (共著、赤石澤久子)
 - 10) 「マンションと地域包括支援センター」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 71 号 2022 年 4 月 9 日 85 頁-86 頁.
 - 11) 「マンションと社会福祉協議会」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 71 号 2022 年 4 月 9 日 87 頁-88 頁.
 - 12) 「マンションにおける一人暮らしの重度身体障害者の住環境と地域生活」日本マンション学会 民事法研究会 マンション学第 71 号 2022 年 4 月 9 日 157 頁-163 頁.
2. 学会発表
- 1) 2022 年度日本マンション学会第 3 分科会「認知症高齢者等の事例と対応マニュアルの指針-趣旨説明」、「事例」、「高齢者・障害者対応マニュアルの指針-総論-」、「マンションと地域包括支援センター」、「マンションと社会福祉協議会」日本マンション学会 2022 年 4 月 16 日
 - 2) 2022 年度日本マンション学会第 7 分科会「マンションにおける一人暮らしの重度身体障害者の住環境と地域生活」日本マンション学会 2022 年 4 月 17 日
- G. 知的財産権の出願・登録状況
- 該当なし
- Reference
- 1) 日本マンション学会 2017 年度メインシンポジウム「マンションにおいて認知症とどう付き合うのか」マンション学第 57 号 5 頁-38 頁.
 - 2) 日本マンション学会 2019 年度第 6 分科会「認知症高齢者等の課題の解決視点について」マンション学第 63 号 152 頁-

172 頁.

- 3) 日本マンション学会 2019 年度特集「分譲マンションにおける認知症高齢者等の課題に関する多角的研究」マンション学第 64 号 3 頁—102 頁.